小規模事業者組合の共同事業の活性化を応援！！

取引力強化推進事業

実施組合公募のご案内（2次公募）

公募期間：令和2年9月1日（火）～10月2日（金）　当日消印有効

補助上限額
18.5 万円
（2/3 補助）
※1 件の下限 10 万円

福井県中央会では、共同事業の活性化や受注拡大など、取引力の強化促進を目指す小企業者組合を対象に「取引力強化推進事業」の2次公募を開始いたしました。

補助対象事業

A　共同事業活性化 共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業	**B　受注促進** 共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や、作成等を行う事業
C　ブランド構築 連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けたブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業	**D　取引条件改善** 団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業
E その他 A～D の他、業界の特徴を踏まえて行う取引力強化を促進するための事業	

補助対象者

小規模事業者（常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5 人以下の会社及び個人））が主たる構成員の組合等の皆様

※詳細は裏面にてご確認ください。

補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

詳しい内容・申請方法については、本会ホームページに掲載の公募要領をご覧ください。 福井県中央会 検索

お問い合わせ先　福井県中小企業団体中央会　企画振興課または組合担当者まで　TEL：0776-23-3042

補助対象者(詳細)

（１）事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の**構成員の２分の１以上が小規模事業者**であるもの。

（２）事業協同小組合及び企業組合。

（３）協業組合であって、常時使用する従業員の数が５人以下のもの又は**組合員の４分の３以上が協業実施直前において小規模事業者**であったもの。

（４）事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の**総数のうち、２分の１以上が小規模事業者**であるもの。

（５）その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者であって、**構成員の２分の１以上が小規模事業者**であるもの。

（６）一般社団法人（直接又は間接の構成員の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、**構成員の２分の１以上が小規模事業者**であるもの。

※小規模事業者とは、

常時使用する従業員の数が２０人（商業※又はサービス業を主たる事業とする事業者については、５人以下の会社及び個人）**※商業とは、卸売業、小売業を指します。**

補助金交付の対象となる経費の一例※

経費科目	具　体　的　内　容
印刷費	パンフレット、チラシ等販売促進ツールの印刷 委員会等の資料のコピー、アンケート用紙等の印刷、マニュアル、報告書等の印刷のための費用
委託費	ＷＥＢサイト製作、情報システム開発、デザイン、調査、集計等の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用

※その他の対象となる経費は、公募要領にてご確認ください。

補助対象とならない経費

以下の経費は、補助対象となりません。

① 電話代、インターネット利用料金等の通信費
② 販売（テスト販売を除く。）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
③ 金融機関などへの振込手数料
④ 借入金等の支払利息
⑤ 中央会との打合せの費用
⑥ 補助金交付申請書、実績報告書等の作成に係る費用
⑦ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

申請方法

本会ホームページに掲載の公募要領をご覧のうえ、「申請書」を本会までご郵送ください。

【郵送先】〒910-0005　福井市大手３丁目 12 番 20 号 冨田第一生命ビル３階
福井県中小企業団体中央会　企画振興課　宛